

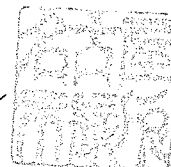
行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 12 号
平成 30 年 4 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年4月2日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議【第2回】(配付資料) ・名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議【第3回】(配付資料) 	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成30年4月17日 午前 3時 <u>午後</u>
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当請求のあった行政文書のうち「名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議【第3回】」の内容については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p> <p>※今回非公開とした『名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議【第3回】(配付資料)』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。</p>	
備 考	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481</p>	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋

市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議
【第2回】

平成30年 2月28日(水)
堀場副市長応接室

議題

- 1 議長あいさつ
- 2 各局のバリアフリーに関する現状の課題認識について・・・資料1
- 3 木造復元天守の昇降に関する意見・・・・・・・・・・資料2
- 4 木造復元天守の昇降の可能性について・・・・・・・・・・資料3
- 5 バリアフリーに関する今後の進め方・・・・・・・・・・資料4
- 6 その他

各局のバリアフリーに関する現状の課題認識について

局	現状の課題認識
市民経済局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史実どおりの階段を車いすで円滑に上がれる技術の知見はない ・ 新技術を開発している企業は不明である ・ 新技術に関する企業等調査（業務委託）から始めた方が良い
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者（団体も含む）からの情報収集（ヒアリングやアンケート）は必須 ・ 障害者団体からの情報収集（ヒアリング）は必須 ・ 高齢者も含めた様々な方にとってバリアフリーは必要不可欠 ・ 障害者も含めた全ての方にとってバリアフリーは必要不可欠 ・ バリアフリーに関する法律や障害者差別解消法、福祉都市環境整備指針の基本的な考え方や理念にできる限り対応すること
子ども青少年局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代からの情報収集（ヒアリング）をした方が良いが、子育て世代の団体があるわけではない ・ ナディアパーク内にある「758キッズステーション」には、子育て中の保護者が集まる場であるためヒアリングは可能
緑政土木局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、バリアフリー法や移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、福祉都市環境整備指針等を順守することが必要である
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他城郭の状況や有識者（建築部門だけでなく、福祉部門等も含む）等の意見をまとめて、どのように判断するか検討する必要がある
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄については、ホームから地上までエレベーターにより移動できるルートを確保している ・ 市バス車両については、バリアフリー対応のノンステップバスとしている

木造復元天守の昇降に関する意見

局	意見
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が選択できるような複合案など、より便利なものを目指すのが良いのではないか。 ・障害のある当事者の方等に意見を聴きながら、丁寧に説明してご理解いただくのが大前提である。 ・エレベーターを設置しないという考え方は、障害のある当事者及び本市附属機関である障害者施策推進協議会から否定されている。 ・天守の内部に4人乗りエレベーターを設置する場合、大型の車いす利用者の方が乗れないうえ、通常のサイズでも車いす利用者の方1人しか乗れないため、上肢麻痺等の方には不適である。 ・天守の内部に11人乗りエレベーターを設置するのであれば、障害のある方や高齢者、階段を上がることが困難な方、多数の来城者にも対応できる。 ・外部エレベーターでは天守内部には入れるが、上層階まで行くにはどうするのかという課題が残る。
子ども青少年局	<ul style="list-style-type: none"> ・子連れの方がどこまで望まれるのか、よく聞いた方が良い。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・史実に忠実に復元することは前提であるが、低学年の子どもや障害児も上層階へ行くことが難しい ・教育学習の場として、団体が安全でスムーズに学習見学しやすい臨場感のある施設があると良い

木造復元天守の昇降の可能性について

エレベーターを設置しない場合の検討

史実に忠実な復元が可能となる一方で、バリアフリーとしては評価されない

エレベーターを設置した場合の検討

(1) 内部エレベーター

方式	到達階	史実	バリアフリー
4人乗り	3階	大梁を一部切欠く	エレベーターが狭いため電動車いすなどは対応できない
	4階	大梁を1か所切断	
11人乗り	4階	柱や大梁を大幅に切断し、鉄骨などにより建物を補強する必要がある	大型の電動車いす等対応可

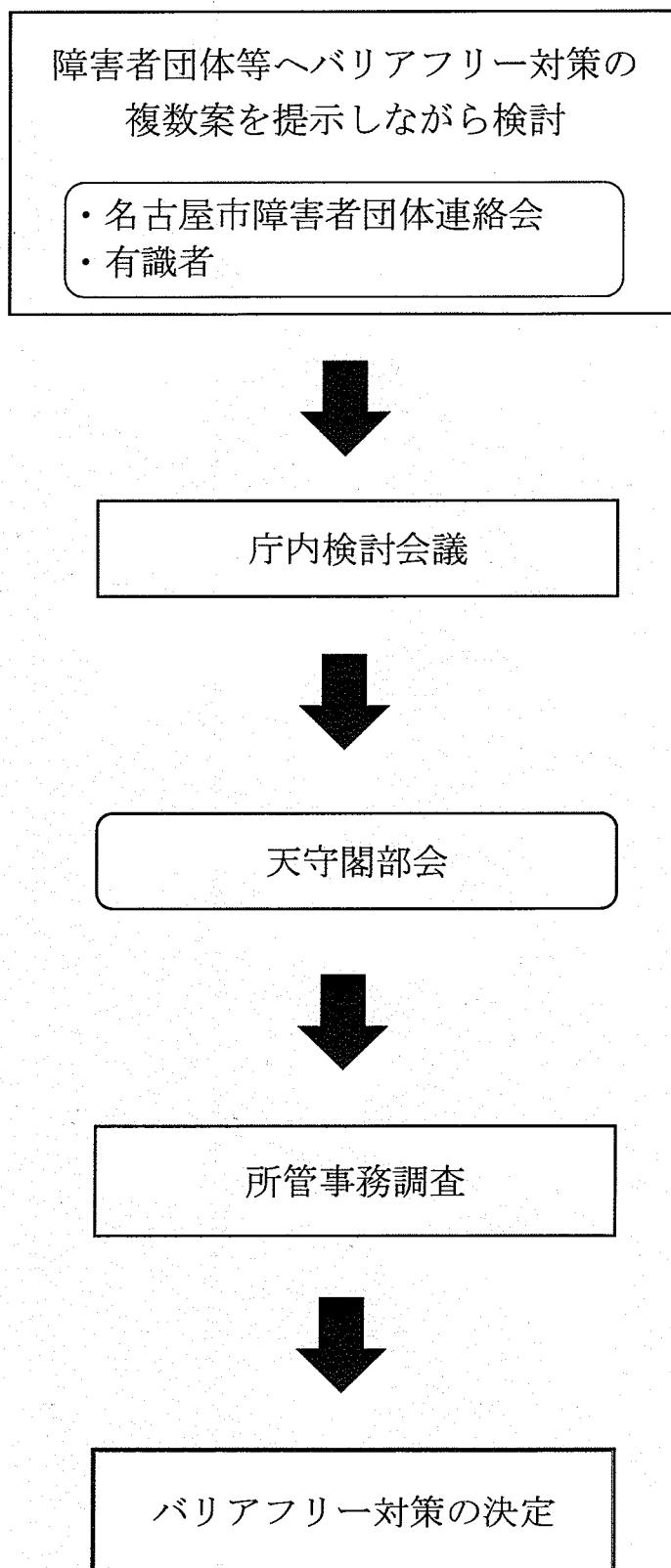
(2) 外部エレベーター

方式	到達階	史実	バリアフリー
11人乗り	1階	現状と同程度の外観	大型の電動車いす等対応可

その他の検討

- ①エレベーターを設置したとしても、到達する階に制限があるため、
 - ・木造復元天守内から見た内部空間や景観が体感できる施設（VR等）を設置する必要がある。
 - ・新たな技術開発について来年度予算で調査検討を行うが、現時点では具体的な対応を示せない。
- ②エレベーターを設置した場合、災害等発生時の対応のため、避難階段や避難器具等を設置する必要がある。

バリアフリーに関する今後の進め方



名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議
【第3回】

平成30年 3月29日(木)
堀場副市長応接室

議題

1 議長あいさつ

2

3

4

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]



[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

[REDACTED]